議案第72号

岩倉市情報公開条例の一部改正について

岩倉市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと する。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市情報公開条例の一部を改正する条例

岩倉市情報公開条例(昭和63年岩倉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 公文書の開示 (第5条~第18条)
- 第3章 審査請求 (第19条~第21条)
- 第4章 雑則 (第22条~第25条)

附則

第1章 総則

第1条第1号中「、公開」を「開示」に、「非公開」を「不開示」に改め、同条第2号中「最大限」を「、最大限」に改め、同条第3号中「公開」を「開示」に改め、同条第4号中「公開する」を「開示する」に改める。 第2条各号を次のように改める。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(以下「文書等」という。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの
 - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの
 - ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別 の管理がされているもの
- 第4条中「閲覧又はその写しの交付(以下「公開」という。)」を「開示」 に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 公文書の開示

第5条の見出しを「(開示請求権)」に改め、同条中「公開」を「開示」 に改める。

第6条から第10条までを次のように改める。

(開示請求の手続)

- 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。ただし、開示請求に係る公文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた公文書である場合は、この限りでない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名
 - (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
 - (3) その他実施機関が別に定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該 開示請求書を提出した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め ることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提 出した者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければな らない。

(公文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に 次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録 されている場合を除き、開示請求をした者に対し、当該公文書を開示し なければならない。
 - (1) 法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれ に基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣、知事等の指示に より、公にすることができないと認められる情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるも

- の(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公 にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが 必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役 員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する 情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方 公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年 法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当 該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるこ

とにつき相当の理由がある情報

- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方 独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にするこ とにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは 不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地 方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者とし ての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に 阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を 及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政 法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求をした者(第6条第1項ただし書の規定により開示請求書を提出しなかった者を除く。以下「開示請求者」という。)に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別するこ

とができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号 に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

- 第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか 否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機 関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する ことができる。
 - 第19条を第25条とし、第17条及び第18条を削る。
- 第16条の見出し中「運営状況」を「施行の状況」に改め、同条中「毎年1回、この条例の運営状況について」を「前項の規定による実施機関の報告を取りまとめ」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

実施機関は、毎年度、この条例の施行の状況について市長に報告するものとする。

第16条を第24条とする。

第15条の見出し中「出資法人等への」を「出資法人等の」に改め、同条第1項中「市長」を「実施機関」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第23条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示 請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に 資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適 切な措置を講ずるものとする。

第14条を削る。

第13条第1項中「第10条第1項の決定又はこの条例による公文書の

公開請求」を「開示決定等又は開示請求」に、「行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求」を「審査請求」に、「速やかに、岩倉市情報公開・個人情報保護審査会」を「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年岩倉市条例第4号)に基づき設置される岩倉市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同項第1号中「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「公開することとするとき。」を「開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)」に改め、同条第2項第1号中「参加人」を「参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「請求者(当該請求者」を「開示請求者(開示請求者」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第13条第3項を削り、同条を第20条とし、同条の次に次の1条及び 章名を加える。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決 をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2)審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 雑則

- 第12条の見出しを「(手数料等)」に改め、同条第1項中「前条の規定による」を削り、「公開」を「開示」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。
- 2 前条第2項の規定による写しの交付(開示される情報が電磁的記録に 記録されている場合は、同項に規定する実施機関が別に定める方法。以 下この項において同じ。)により情報の開示を受ける者は、当該写しの交 付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付によ り受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

- 第12条を第17条とし、同条の次に次の1条、章名及び1条を加える。 (他の制度との調整)
- 第18条 法令(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) を除く。)又は他の条例(岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年岩倉市条例第号)を除く。)の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている場合は、この条例は、適用しない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規 定は、適用しない。

第11条の見出しを「(開示の実施)」に改め、同条第1項中「前条第1項の規定により、公文書の公開を決定したとき、又は第9条ただし書に規定する公文書の公開請求」を「開示決定をしたとき、又は第6条第1項ただし書の規定により開示請求書の提出を要しない開示請求」に、「請求者」を「、開示請求をした者」に、「当該公文書の公開をしなければ」を「当該開示請求に係る公文書を開示しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 公文書の開示は、文書等については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(開示請求に対する措置)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関が別に定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の 規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有し ていないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示

請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求が あった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項 の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限 (事案の移送)
- 第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関の職員により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関に おいて、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。こ の場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受 けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定 (以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実 施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、 当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第15条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立 ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が 別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えな ければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この 限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩倉市情報公開条例(以下「新条例」という。) の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例 第6条第1項の規定によってされた請求について適用し、施行日前にさ れたこの条例による改正前の岩倉市情報公開条例第9条の規定による請 求については、なお従前の例による。

(岩倉市市民参加条例の一部改正)

3 岩倉市市民参加条例(平成28年岩倉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「非公開情報」を「不開示情報」に、「第6条第1項各 号に定める情報」を「第7条に規定する不開示情報」に改める。

第10条第1項第2号中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。